
J T O 6 . 外為法 裏書情報呼出し

業務コード	業務名
J T B	外為法 裏書情報呼出し

1. 業務概要

輸出入申告に係る外為法関連電子ライセンスの裏書情報を呼び出す業務である。

2. 入力者

通関業

3. 制限事項

~~以下の裏書情報は呼び出しできない。~~

~~①確定済みの裏書情報~~

~~②訂正申請中、紙発給済みの電子ライセンスの裏書情報~~

①システムに存在しない申告情報に対する裏書は呼び出せない。

②申告中の申告情報に対する裏書は呼び出せない。(申告事項登録中、申告事項変更中(予備申告、本申告後、許可後の変更を含む)の申告情報に対する裏書のみ実施可能)

③確定済みの裏書情報は呼び出せない。(例外として裏書の事後訂正中であれば実施可能)

④訂正申請中、職権修正中、紙切り替えされたライセンスの裏書は呼び出せない。

⑤申告情報に入力できなかったライセンス(申告上限超えライセンス)の裏書は、1申告につき最大5ライセンスまで可能とする。

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②通関業者指定DBに登録されている通関業者であること。(当該電子ライセンスが利用可能であること)

③事項登録者(先頭5桁)または申告等予定者(先頭5桁)であること。または、裏書の事後訂正中でなければ、輸出許可内容変更申請の事項登録者(先頭5桁)または輸入特例申告の事項登録者(先頭5桁)であること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」を参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」を参照。

~~(3) システム状態チェック~~

~~本業務を行う場合は、貿易管理サブシステムが手続き可能な状態であること。~~

(4) DB関連チェック

~~(A) 利用者~~

~~①利用者マスタDBに登録されている利用者であること。~~

~~②通関業者マスタDBに登録されている利用者(先頭5桁)であること。~~

~~③通関業者指定DBに登録されている利用者(先頭5桁)であること。~~

~~④申告を行った利用者(先頭5桁)と同じであること。~~

~~(A) 申告番号~~

~~①申告事項DBに登録されていること。~~

~~②申告撤回または手作業移行等が行われていないこと。~~

①入力された申告番号が輸出入申告DBに存在すること。(裏書の事後訂正の場合で輸出入申告DBに存在しない場合は、申告番号(先頭10桁)が通関実績DBに存在すること)

②最新の枝番であること。

③有効な申告データであること。(輸出入申告事項登録が完了していること、「申告等手作業移行」

や「申告等撤回」がされていないこと)

④当該申告の承認証等識別に外為法関連電子ライセンスの識別コードが登録されていること。(裏書の事後訂正中を除く)

⑤申告上限超えライセンスの裏書の場合、当該申告の全ての承認証等番号欄が利用されていること。(入力欄に空きがないこと)。(裏書の事後訂正中を除く)

(B C) 電子ライセンス番号

①許可承認証等DBに登録されている有効な電子ライセンス番号であること。

②申告上限超えライセンスの裏書でない場合、当該申告の承認証等番号に登録されている電子ライセンス番号であること。(裏書の事後訂正中を除く)

~~②輸出の場合、許可承認証等DBに登録されている電子ライセンスの有効期限が過ぎていないこと。~~

~~④事前確認(水産物)、事前確認(ワシントン)、事前確認(まぐろ)、事前確認(オゾン)の場合、許可承認証等DBに登録されている確認年月日が過ぎていないこと。~~

~~⑤事前確認(かに)の場合、許可承認証等DBに登録されている有効期間満了日または確認年月日が過ぎていないこと。~~

③当該申告の「申告予定年月日」(または「申告年月日」)が、許可承認証等DBに登録されている電子ライセンスの有効期限内であること。(裏書の事後訂正中を除く)

④輸入の場合、許可承認証等DBに登録されている輸入通関期限が過ぎていないこと。(裏書の事後訂正中を除く)

(C D) 取引明細項番

~~①入力された電子ライセンス番号が輸出許可証に対応する番号である場合、ライセンス輸出商品情報DBに登録されている取引明細項番であること。~~

~~②入力された電子ライセンス番号が事前確認書(ワシントン)、事前確認書(かに)、事前確認(まぐろ)、事前確認(オゾン)のいずれかに対応する番号の場合、ライセンス事前確認(ワシントン)情報DBに登録されている取引明細項番であること。~~

許可承認証等DBに登録されている取引明細項番であること。

(D E) 原産地 国コード

入力された電子ライセンス番号が事前確認書(水産物)に対応する番号かつ、~~の場合、ライセンス事前確認(水産物)商品情報DB~~許可承認証等DBに登録されている原産地コードであること。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「000000-000000-000000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「000000-000000-000000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) 残数情報取得処理

入力された電子ライセンス番号に対応した裏書情報の残数、および数量を取得する。裏書情報が存在しない場合は、電子ライセンス情報、申告事項情報から該当する項目を取得する。

(3) 出力情報出力処理

後述の出力情報の出力を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
-----	------	-----

処理結果通知	なし	入力者
外為法 裏書情報登録 情報（輸出）	電子ライセンス番号が輸出許可証、輸出承認証に対応する番号である場合	入力者
外為法 裏書情報登録 情報（輸入）	電子ライセンス番号が輸入承認証に対応する番号である場合	入力者
外為法 裏書情報登録 情報（事前確認（原産地別裏書））	電子ライセンス番号が事前確認書（水産物）に対応する番号である場合	入力者
外為法 裏書情報登録 情報（事前確認（取引明細別裏書））	電子ライセンス番号が事前確認書（ワシントン）、事前確認書（かに）、事前確認（まぐろ）、事前確認（オゾン）に対応する番号である場合	入力者